

福島県漁業調整規則

昭和四十年七月十六日
福島県規則第五十九号

福島県漁業調整規則をここに公布する。

福島県漁業調整規則

目次

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 漁業の許可(第七条 第三十三条)
- 第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等(第三十四条 第五十七条)
- 第四章 罰則(第五十八条 第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他の漁業に関する法令とあいまつて福島県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八十四条第一項に規定する海面(松川浦及び横浦を含む。)に適用する。

(申請又は届出の経由機関)

第三条 漁業に関し知事に申請又は届出をしようとする者は、福島県水産事務所長を経由して申請し、又は届け出なければならない。この場合において、県内に住所を有しない者が次に掲げる漁業に関し知事に申請又は届出をしようとするときは、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

- 一 中型まき網漁業(漁業法第六十六条第一項の中型まき網漁業をいう。以下同じ。)
- 二 小型機船底びき網漁業(漁業法第六十六条第一項の小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)
- 三 第七条第二号イからオまでに掲げる漁業の方法による漁業
(平一二規則一五・平二〇規則三四・一部改正)

(代表者の届出)

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記様式第一号によるものと

する。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記様式第二号
- 二 漁業法第八条第七項の規定による認可の申請書 別記様式第三号
- 三 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記様式第四号
- 四 漁業法第二十二条第一項の規定による免許の申請書 別記様式第五号
- 五 漁業法第二十六条第一項ただし書の規定による認可の申請書 別記様式第六号

(平一三規則五二・一部改正)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手縄第一種漁業	機船手縄網漁業
手縄第二種漁業	自家用釣餌つりじ料びき網漁業
手縄第三種漁業	貝けた網漁業
その他の小型機船底びき網漁業	板びき網漁業
	自家用釣餌つりじ料板びき網漁業

(昭四一規則四一・一部改正)

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第七条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号に掲げる漁業及び第二号クからコまでに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに、第二号アからキまでに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第一号に掲げる漁業並びに第二号カ及びケに掲げる漁業の方法により営む漁業であつて、漁業法第八条第一項の規定により漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

- 一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

ア あわび(当該水産動植物の採捕を目的とする漁業を「あわび漁業」という。)

イ うに(当該水産動植物の採捕を目的とする漁業を「うに漁業」という。)

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶によりまき網を使用して行うものに限る。)

当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。以下同じ。)

イ 機船船びき網(当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)

ウ さし網(松川浦及び横浦におけるもの並びに力に掲げる漁業の方法を除く。当該漁業の方法による漁業を「さし網漁業」という。以下同じ。)

エ かご(当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)

オ どう(当該漁業の方法による漁業を「どう漁業」という。)

カ 固定式さし網(前号ア及びイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを除く。)

当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

キ つぼ(当該漁業の方法による漁業を「つぼ漁業」という。)

ク 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含み、前号ア及びイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。)

ケ 小型定置(当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)

コ 地びき網(当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。)

(平二〇規則三四・全改)

(許可の申請)

第八条 漁業法第六十六条第一項又は前条の規定による漁業の許可(以下単に「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、同法第六十六条第一項に規定する漁業及び前条第二号アからキまでに掲げる漁業の方法により営む漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、同条第一号に掲げる漁業及び同条第二号クからコまでに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第七号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業(以下単に「定数漁業」という。)に係る前項の漁業の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十二条第一項、第二十七条又は第二十八条第一項の規定により漁業の許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る漁業の許可の申請をした者がその申請をした後に死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により漁業の許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第一項の申請書のほか、漁業の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

(昭四九規則六六・平八規則五七・平一三規則五二・平二〇規則三四・一部改正)

(許可の有効期間)

第九条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十七条又は第二十八条第一項の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。

(昭四九規則六六・一部改正)

(許可証の交付)

第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記様式第八号による許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、福島県水産事務所長がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを福島県水産事務所長に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用の禁止)

第十三条 漁業法第六十六条第一項に規定する漁業又は小型まき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷げん側の中央部に別記様式第九号による許可番号

の表示をしなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 漁業法第六十六条第一項に規定する漁業又は小型まき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可の制限又は条件)

第十四条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付することがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては漁業の種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したもの)をいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては漁業の種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十六条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容となつた事項の変更(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の減少に係るものを除く。)をしようとするときは、別記様式第十号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、第八条第六項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業の種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、すみやかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わつたときに)、別記様式第十一号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を附して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十六条第一項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を

除く。)をしたとき。

- 二 第十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 三 第二十九条第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十二条第一項の規定により、漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 漁業の許可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によつて成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をしなければならない。

(起業の認可)

第二十一条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又はおもな漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第七号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第八条第二項から第六項まで、第十四条及び第十六条の規定を準用する。

第二十二条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

- 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可等をしない場合)

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合
 - 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
 - 三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合
- 2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聞くとともに、公開による意見の聴取を行うものとする。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。

(平六規則一一二・一部改正)

(許可等についての適格性)

第二十四条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- 二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第二十五条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第七条各号に掲げる漁業につき及び漁業法第六十六条第一項に規定する漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

- 2 知事は、漁業調整上必要があると認めるときは、前項の規定により定める定数を海域ごと又は漁業の種類ごとに定めることがある。
- 3 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。
- 4 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第一項の規定により知事が定めた定数とみなす。
- 5 知事は、第一項の定数(前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。
- 6 第三項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(許可等の基準)

- 第二十六条 定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて漁業の許可又は起業の認可をするものとする。
- 一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
 - 二 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。
 - 2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第八条第三項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公示した漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び推進機関の馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び推進機関の馬力数をこえないものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して漁業の許可又は起業の認可をするものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をするとすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて漁業の許可又は起業の認可をするものとする。
 - 一 当該漁業の操業状況
 - 二 各申請者が当該漁業に依存する程度
 - 三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の申請者別の隻数 - 4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等の特例)

- 第二十七条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- 一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
- 二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続以外の事由又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- 一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合
 - 二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。
 - 三 その許可又は起業の認可を申請した者が水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合
 - 四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合
- 2 知事は、前項第二号若しくは第三号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(平一三規則五二・一部改正)

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えて、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(平一三規則五二・一部改正)

(適格性の喪失による許可等の取消し)

- 第三十条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第二十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。

(平六規則一一二・一部改正)

(休業による許可の取消し等)

- 第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引き続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

- 2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第一項若しくは第四十九条の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、同法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

- 4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

- 5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(平六規則一一二・平一二規則一五・平一三規則八五・一部改正)

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し、操業停止等)

- 第三十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させことがある。

- 2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

- 3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の許可の全部について行うことがある。

- 4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。
- 5 第三十条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

(平六規則一一二・一部改正)

(許可等の失効)

第三十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十九条第一項の規定に基づき承継される場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- 2 漁業の許可を受けたものが当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。
- 3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可は、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。
 - 一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。
 - 二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
 - 三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十四条 水産動植物に有害な物は、遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(昭四九規則六六・一部改正)

(保護水面における採捕の制限)

第三十五条 水産資源保護法第十五条第一項の規定により指定された次の保護水面の区域においては、ほつきを採捕してはならない。

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた水面

基点甲 福島県相馬市磯部字大浜百四十五番地に知事が建設した標柱の位置

点ア 基点甲から九十度(真方位。以下方位について同じ。)三百メートルの地点

点イ 基点甲から九十度千三百メートルの地点

点ウ 基点甲から五十二度千七百五十メートルの地点

点工 基点甲から十九度千百メートルの地点

(採捕禁止期間)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

名称	禁止期間
あわび	毎年十月一日から翌年四月三十日まで
ほつき	毎年二月一日から五月三十一日まで
うに	毎年十月一日から翌年四月三十日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭五一規則六六・昭六一規則四〇・一部改正)

(体長等の制限)

第三十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物でそれぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

名称	大きさ
あわび	殻かく長 九・五センチメートル以下
ほつき	殻かく長 七・五センチメートル以下
うに	殻かく径(刺を除く。)三・五センチメートル以下
あさり	殻かく長 二・五センチメートル以下
はまぐり	殻かく長 三センチメートル以下
さけ・ます	全長 十五センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭五一規則六六・一部改正)

(漁業の禁止)

第三十八条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

- 一 空釣つりこぎ
- 二 ころばし

(平二〇規則三四・一部改正)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十九条 次の各号に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 水中に電流を通じてする漁法

二 たたき網漁法

(昭五一規則六六・全改)

第四十条 第三十五条に規定する保護水面の区域内においては、釣り具又ははえなわ以外の漁具を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第四十一条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあつては、当該漁具はそれぞれ同表の下欄に掲げる範囲のものでなければならない。

名称	範囲
機船手縄網及び板びき網	ふくろ網の目合 四・五センチメートル以上
自家用釣餌つりじ料板びき網及び網口開口板	ふくろ網の目合 二・五センチメートル以下 網口開口板の大きさ 長さ 一一〇センチメートル以下 高さ 五〇センチメートル以下
ほつき掛けた網	ふくろ網の目合 九センチメートル以上

(昭四一規則四一・一部改正)

第四十二条から第四十四条まで 削除

(平二〇規則三四)

(河口附近における採捕の制限)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる河川の河口附近であつて同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

名称	禁止区域	期間
新田川	最大高潮時における河口中央から半径五百五十メートル以内の海域	毎年九月一日から翌年五月三十一日まで
真野川		
請戸川		
木戸川		
鮫川		
夏井川		

熊川		
富岡川		
井出川		

(昭四九規則六六・一部改正)

第四十五条の二 次に掲げる区域(前条に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。)においては、毎年十月十五日から十一月十四日までの間は、さし網漁業及び固定式さし網漁業(第七条第一号ア又はイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。第五十七条において同じ。)を営んではならない。

一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点(標高四十九・五メートル)から九十度千五百メートルの地点

点オ 点カから九十度千メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千百メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ケ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 点エから九十度千メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点

点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点

点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから百三十五度五百五十メートルの地点

点ウ 点エから百三十五度五百五十メートルの地点

点エ 最大高潮時における鮫川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

(昭四九規則六六・追加、昭六一規則四〇・平二〇規則三四・一部改正)

(漁場内の岩礁しよう破碎等の許可)

第四十六条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁しようを破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第十二号による申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。

(非漁民等の漁具漁法の制限)

第四十七条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のために従事してする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣さおづり及び手釣づり
- 二 たも網及び叉手網
- 三 投網(船を使用しないものに限る。)
- 四 やす、爬は具
- 五 歩行徒手採捕

(試験研究等の適用除外)

第四十八条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記様式第十四号による許可証を交付する。
- 4 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して試験研究等を行なつてはならない。
- 7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項につき変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付」とあるのは、「書き換えて交付」と読み替えるものとする。
- 9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の許可を受けた者について準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第四十九条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

- 2 前項前段の規定による停泊期間は、四十日間を超えないものとする。
- 3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行うものとする。
- 4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。
- 5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。

(平六規則一一二・平二〇規則三四・一部改正)

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(平六規則一一二・平二〇規則三四・一部改正)

(無許可船舶に対する停泊命令)

第五十一条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

- 2 前項の規定による停泊期間は、四十日間を超えないものとする。
- 3 第四十九条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

(平六規則一一二・平二〇規則三四・一部改正)

(無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第五十二条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、もつばら当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第五十三条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。

- 2 前項の停船命令は、同項の検査若しくは質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いるものとする。
 - 一 別紙様式第十五号による信号旗Lを掲げる。
 - 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
 - 三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(平二〇規則三四・一部改正)

(漁場又は漁具の標識に係る届出)

第五十四条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第五十五条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十六条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第十六号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電燈その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

- 2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し網漁業等の漁具の標識)

第五十七条 流し網漁業又は固定式さし網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者は、その操業中、網の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのポンデンを付けるとともに夜間にあつては当該ポンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。ただし、固定式さし網漁業の夜間照明については、この限りでない。

- 2 前項のポンデンには、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(昭五一規則六六・一部改正)

第四章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十五条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十五条、第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十八条第六項の規定に違反した者
 - 二 第十四条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項、第四十六条第三項又は第四十八条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
 - 三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者
 - 四 第三十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十二条の規定による命令に違反した者
 - 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。
- (昭四九規則六六・一部改正、昭五三規則六五・旧第五十九条繰上、昭五八規則四一・平二〇規則三四・一部改正)

第五十九条 第十一条第一項(第四十八条第九項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条の規定に違反した者は、科料に処する。

(昭五三規則六五・旧第六十条繰上)

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第五十八条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(昭五三規則六五・旧第六十一条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福島県海面漁業調整規則(昭和二十六年福島県規則第八十六号)及び福島県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和二十七年福島県規則第十号)(以下「旧規則」と総称する。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定に基づいてした許可その他の知事の処分であつて、この規則の施行の際

現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいて処分することができるものに限り、この規則の規定に基づいてしたものとみなす。この場合において、当該許可その他の処分の有効期間は、従前の許可その他の処分の残存期間とする。

- 4 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則の規定に基づいて交付した許可証とみなす。
- 5 旧規則の規定に基づいて公示、申請、届出等の行為であつて、この規則の施行の際現に有効に行なわれているものについては、この規則の規定に基づいてすることになつているものに限り、この規則の規定に基づいてしたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際はもどう漁業若しくはかにかご漁業を営んでいる者又は漁業権若しくは入漁権に基づかないで固定式さし網漁業を営んでいる者は、この規則の施行の日から起算して四十五日間は、この規則の規定にかかわらず、許可を受けないで当該漁業を営むことができる。
- 7 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて許可を受けている船舶についてしていする許可番号の表示は、当該許可の有効期間中は、本則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう知事の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

(その1)

代表者選定届		
年 月 日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり選定したので届け出ます。		
記		
代表者		

住所
氏名(法人にあつては、名称)

(その2)

代表者変更届		
年　月　日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
年　月　日付で届け出た　　漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり変更したので、届け出ます。		
記		
旧代表者　住所		
氏名(法人にあつては、名称)		
新代表者　住所		
氏名(法人にあつては、名称)		

様式第2号(第5条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書		
年　月　日		
福島県知事		
住所		
漁業協同組合		
理事　氏名印		
年　月　日福島県告示第　号によつて公示された　第　号に係る漁業権について、別添のように		
漁業協同組合　第　号　　漁業権(入漁権)行使規則を制定したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。		

様式第3号(第5条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

(その1)

漁業権(入漁権)行使規則変更認可申請書	
年 月 日	
福島県知事	住所
漁業協同組合	
理事 氏名印	
年 月 日付福島県指令水第 号によつて認可された	漁業協同組合 第 号 漁業権(入漁権)
行使規則を別添のように変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。	

(その2)

漁業権(入漁権)行使規則廃止認可申請書	
年 月 日	
福島県知事	住所
漁業協同組合	
理事 氏名印	
年 月 日付福島県指令水第 号によつて認可された	漁業協同組合 第 号 漁業権(入漁権)
行使規則を廃止したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。	

様式第4号(第5条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業権免許申請書		
年 月 日		
福島県知事	住所	
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印

年 月 日福島県告示第 号によつて公示された共(区、定)第 号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

様式第5号(第5条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業権分割(変更)免許申請書		
年 月 日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
年 月 日付福島県指令水第 号によつて免許された共(区、定)第 号漁業権を分割(変更)したいので、関係書類を添えて、免許を申請します。		

様式第6号(第5条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業権移転認可申請書		
年 月 日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
年 月 日付福島県指令水第 号によつて免許された共(区、定)第 号漁業権を移転したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。		

様式第7号(第8条及び第21条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業許可(起業認可)申請書		
年　月　日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
<p>下記により　漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業の種類</p> <p>2 操業区域</p> <p>3 漁獲物の種類</p> <p>4 操業期間</p> <p>5 漁業根拠地</p> <p>6 漁具の種類</p> <p>7 使用する船舶</p> <p>(1) 船名</p> <p>(2) 漁船登録番号</p> <p>(3) 船舶総トン数</p> <p>(4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>8 潜水器を使用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置</p> <p>9 魚群探知機の有無</p>		

様式第8号(第10条関係)

(昭61規則40・全改、平6規則112・一部改正)

許可番号	第号	漁業許可証		
住所				
氏名				
船舶	船名		登録番号	
	総トン数		推進機関	
操業区域				
操業期間				
許可期間				
制限又は条件				
年　月　日				

様式第9号(第13条関係)

(昭41規則41・昭51規則66・一部改正)

漁業の名称	表示様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用料びき網漁業	フシ自123
小型機船底びき網漁業のうち負けた網漁業	フシ手123
小型機船底びき網漁業のうち自家用料板びき網漁業	フシ自板123
上記以外の小型機船底びき網漁業	フシ123
小型さけ・ます流し網漁業	フシ流123
中型まき網漁業	フシ中123
小型まき網漁業	フシ小123

備考1 表示様式中の数字は、許可番号を示すものとする。

2 各文字及び数字は、次により明に表示するものとする。

- (1) 各文字及び数字の大きさは、8センチメートル以上とすること。
- (2) 各文字及び数字の太さは、2センチメートル以上とすること。
- (3) 各文字及び数字の間隔は、2.5センチメートル以上とすること。

様式第10号(第16条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業の許可(起業の認可)の内容の変更許可申請書		
福島県知事	年	月
住所		
氏名	法人にあつて は、名称及び 代表者の氏名	印
下記により 漁業の許可(起業の認可)の内容となつた事項の変更の許可を受けたいので、申請します。		
1 漁業の種類		
2 許可(認可)番号		
3 許可(認可)年月日		
4 変更しようとする事項		

	項目	変更前	変更後	
5	変更しようとする時期			
6	変更しようとする理由			

様式第11号(第17条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

漁業許可証書換え交付申請書			
年 月 日			
福島県知事			
住所			
		氏名	法人にあつて は、名称及び 代表者の氏名
印			
下記により 漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。			
記			
1 漁業の種類 2 許可番号 3 許可年月日 4 書換えを受けようとする事項			
	項目	現在の許可証 の記載事項	書換えを受けようとする内容
5	書換えを必要とする理由		

様式第12号(第46条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

岩破碎等許可申請書	
-----------	--

年　月　日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
<p>下記により岩破碎(土砂採取・砂れき採取・岩石採取)の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1　目的 2　漁業権の免許番号 3　区域 4　期間　年　月　日から　年　月　日まで 5　補償の措置 6　その他参考事項</p>		

様式第13号(第48条関係)

(昭51規則66・平3規則37・一部改正)

特別採捕許可申請書		
年　月　日		
福島県知事		
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
<p>下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1　目的 2　適用除外の許可を必要とする条項 3　使用船舶 (1)　船名 (2)　漁船登録番号 (3)　総トン数 (4)　推進機関の種類及び馬力数 (5)　所有者氏名 4　採捕しようとする水産動植物の種類及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)</p>		

- | |
|-------------------|
| 5 採捕の期間 |
| 6 採捕の区域 |
| 7 使用漁具及び漁法 |
| 8 採捕に従事する者の住所及び氏名 |

様式第14号(第48条関係)

(昭61規則40・全改、平6規則112・一部改正)

許可番号	特第 号		特別採捕許可証	
住所				
氏名				
適用除外の条項				
採捕する水産動 植物の種類及び 数量				
採捕期間				
採捕区域				
使用漁具及び漁 法				
採捕に従事する 者の住所・氏名				
船舶	船名		登録番号	
	総トン数		推進機関	
許可期間				
制限又は条件				
年 月 日				
福島県知事				印

様式第15号(第53条関係)

(昭44規則79・全改、昭51規則66・平20規則34・一部改正)

	91センチメートル				

	45.5			
	センチ メート ル			76
				センチメートル
			38センチメートル	

備考1 斜線の部分の色は黒色とし、その他の部分の色は黄色とする。

2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。

様式第16号(第56条関係)

(昭51規則66・一部改正)

		80センチメート ル		
			80	
	第	号	センチメートル	
		漁業		
		漁業権者の氏名又は名称		

備考 標識の色彩及び材質は、赤色の布地とする。

附 則(昭和四一年規則第四一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第一項及びこの規則による改正前の福島県漁業調整規則の規定に基づき小型機船底びき網漁業のうち手操第二種漁業(地方名称自家用釣餌つりじ料びき網漁業)の許可を受けている者については、当該許可の有効期間中に限り、漁業法第六十六条第一項及びこの規則による改正後の福島県漁業調整規則の規定に基づく小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(地方名称自家用釣餌つりじ料板びき網漁業)の許可を受けているものとみなす。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう知事の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四一年規則第八三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第六六号)

- 1 この規則は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島県漁業調整規則第七条の規定に基づきはもどう漁業又は固定式さし網漁業の許可を受けている者は、当該漁業の許可の有効期間中は、この規則による改正後の福島県漁業調整規則第七条の規定に基づく許可を受けているものとみなす。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五一年規則第六六号)

この規則は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第四一号)

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第四〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島県漁業調整規則の規定により交付された許可証は、この規則による改正後の福島県漁業調整規則の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成三年規則第三七号)

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成六年規則第一一二号)

- 1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県漁業調整規則の規定により交付された許可証は、改正後の福島県漁業調整規則の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成八年規則第五七号)

- 1 この規則は、平成八年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島県漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定によりたこつぼ漁業の許可を受けている者については、当該漁業の許可の有効期間中は、この規則による改正後の福島県漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第七条の規定によりかご漁業の許可を受けているものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則第八条第一項の規定に基づいてなされた申請は、改正後の規則第八条第一項の規定に基づいてなされた申請とみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年規則第一五号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第五二号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第八五号)

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条の二第一号、第五十三条及び様式第十五号の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定により許可を受けている者は、当該漁業の許可の有効期間中は、改正後の福島県漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第七条の規定による許可を受けているものとみなす。
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた改正前の規則第七条の規定による許可の申請であって改正後の規則の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第七条第一号の漁業に係る同条の許可を受けようとする者は、施行日前においても、改正後の規則第八条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 5 知事は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の規則第七条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、同条の規定の例により許可を受けたときは、施行日において同条の規定により許可を受けたものとみなす。
- 6 この規則の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。